

住まいをお探しの方への支援

●公営住宅への入居

市が管理・運営する住宅で、住宅に困窮し、所得が一定基準以下の世帯向けです。随時、市報で募集します。

■市営住宅（110戸）

武蔵野市に引き続き1年以上居住している家族向けの住宅です。

■福祉型住宅（175戸）

武蔵野市に引き続き3年以上居住している高齢者、障害者、ひとり親世帯、若年ファミリー向けの住宅です。高齢者向け住宅には緊急通報装置が設置されています。

●あんしん住まい推進事業（民間賃貸住宅への入居支援）

※利用できる方、助成額等については、お問い合わせください。

◆賃貸住宅に入居したい方への支援

- ・協力不動産店の紹介
- ・サポートが必要な場合、協力不動産店に支援事業者が同行
- ・家賃債務保証会社の保証委託料を助成
- ・電話・訪問による見守りを実施

◆賃貸住宅の所有者の方への支援

- ・緊急通報装置の費用について助成
- ・死亡事故発生時の原状回復・家賃損失に備える保険に市が加入
- ・残置物処理費用について助成
- ・バリアフリー改修について助成



住宅対策課 電話 0422-60-1905（直通）

建築紛争に関する相談

●住まいるダイヤル【相談無料】

電話相談（建築士）、対面相談（建築士・弁護士）にて相談できます。中立・公平な立場で関与する紛争処理手続きもあります。

- （例）
- ・リフォーム工事を始めた後に、追加の工事費用が必要だと言われた…
 - ・新築した住宅で雨漏りしてきたのに直してくれない…
 - ・住宅の不具合について、事業者との話がまとまらない… など

- 建築士（電話相談及び対面相談）、弁護士（対面相談）
- 電話受付：平日10時～17時（祝日除く）

お問い合わせ（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター 0570-016-100

住宅の活用に関する支援

●マイホーム借上げ制度

（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）で、マイホーム借上げ制度を実施しています。原則50歳以上の世帯の方で、シニアライフには広すぎる家を子育て世代に転貸する等の活用をして賃貸収入を得ることができます（50歳未満の方も要件を満たしていれば制度利用可能）。借り上げた家が空き家になっても最低賃金が保証されます。定期賃貸借契約のため、契約満了後に持家に戻ることも可能です。

お問い合わせ

（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI）
03-5211-0757（9時～17時（土日祝日除く））

住宅改修等による減税制度

【固定資産税の減額】 資産税課
Tel 0422-60-1825

●耐震改修

税額（当該家屋分）の1/2を減額（翌年度分のみ）
（通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分）

●バリアフリー/省エネ改修

税額（当該家屋分）の1/3を減額（翌年度分のみ）
※減額対象面積には上限があります。
※長期優良住宅の認定を受けると減額率が異なる場合があります。

【所得税の特別控除】

武蔵野税務署 Tel 0422-53-1311

●耐震改修耐震化費用（上限250万円）の10%

★詳しくは、各所にお問い合わせください。

支援
助成～豊かな暮らしのための～
住宅支援制度のご案内

住宅・マンションの耐震化に関する支援

●対象

- 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の住宅・マンション
- 新耐震基準（昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工）の2階建て以下の木造住宅

●支援内容

○アドバイザー派遣制度

市から耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談等を受けることができます。

- ・相談・見積り、簡易診断：無料
- ・安心パック*（旧耐震基準の木造住宅のみ）：5万円
- ・耐震診断（新耐震基準の木造住宅のみ）：5万円

※耐震診断・補強計画・工事費概算見積りを一括して行います。

○耐震助成制度

耐震性向上に係る取組みを行う場合に、費用の一部を助成します。
（例：旧耐震基準の木造住宅）

	耐震診断	補強設計	耐震改修・建替え	除却
助成率	2/3	2/3	1/2	1/2
限度額	9万円	9万円	100万円	50万円

※耐震化支援制度については、専用のパンフレットを作成しています。建物の種類（住宅・マンション）や構造（木造・非木造）により、助成内容が異なりますので、制度の詳細については住宅対策課までお問い合わせください。

マンションの管理等に関する支援

分譲マンションの適切な維持管理や、改修・建替え等に関する各種支援を行っています。

●対象

分譲マンションの管理組合等

●管理アドバイザー派遣【無料・事前申請・10回まで】

管理組合等に対し、建築士やマンション管理士を派遣し、アドバイスや情報提供を行います。

●再生支援【助成金】

築30年以上のマンションに対し、改修・建替え等の比較検討等にかかる費用の一部を助成します。
Aコース 全額（4回まで）・Bコース 費用の2/3かつ限度額36万円（1回）

住まいに関する相談窓口

●住まいのなんでも相談窓口【無料・事前予約】

●対象

市内在住の方、市内に住宅をお持ちの方。
住まいに関する相談に専門家が対応します。
（例）・住宅の建築、リフォーム、耐震化
・マンションの維持管理、管理組合運営、民泊対応
・住宅の売買、空き家の処分

■建築士、マンション管理士、宅地建物取引士、司法書士

■毎週木曜日9時～12時/13時～16時（各50分）

※前週金曜日までに要予約

※宅地建物取引士への相談は13時～16時のみ

お問い合わせ 住宅対策課 電話 0422-60-1976